文字の形と語の識別——「参」の二つの字形——

桑原祐子

一、はじめに

現在、「参」の形で定着している文字について、奈良時代の生の資料を観察すると、その形は一種類でなく「叅」と「叅」の二種の形[1]が使用されていることがわかる。現在の字形「参」は、未見である。

本稿では、この二つの形が語の識別に関与するのか、関与しないのか、ということを検討する。語の識別に関与しない場合、両者は同字の異体関係であると認定できる。語の識別に関与した場合、両者は別字と認識されていた可能性が高い。しかし、文字用法の史的変化を示す現象である可能性もある。さらに検討を加える。

本稿では、同一文脈において入れ換え可能な複数の文字のことを同字の異体関係と認定し、字形に類似があっても、同一文脈において入れ換え不可能な複数の文字のことを別字と認定する。

奈良時代の生の資料といえば、正倉院文書・木簡・漆紙文書・墨書土器などであるが、本稿では正倉院文書と木簡を調査の対象とする。語の識別に関与するか否かを検討することが眼目であるので、語義の決定が可能な文脈をもつ資料として、この二つが適当であると考える。

正倉院文書は、正倉院に伝来した造東大寺司写経所の帳簿群をその中心とする八世紀の資料である。これは主に中倉に伝来した一群である。本稿では、この帳簿群を「写経所文書」と称する。ひろく正倉院文書と称される時には、北倉に伝来する献物帳・出入帳及び宝物とともに伝来した文書群も含まれる。これらは、写経所文書とは表現者・表現の目的・表現の場・伝来の契機が異なるので、区別して「北倉文書」と称す。更に、写経所で二次利用されたために写経所文書の紙背に残った戸籍・計帳・正税帳などの公文も伝来しているが、これを「紙背公文」と称することとする。

正倉院文書について、正集・続修・続修後集・続修別集は『正倉院古文書影印集成』一～一四（八木書店）、塵芥・続々修はマイクロフィルムの紙焼によって字形の確認ができるものを調査対象とした。

木簡は、釈文・写真が公開されているものを調査対象とした。奈良文化財研究所木簡データーベースで「参（本文）」を検索すると、二〇〇四年二月二四日現在三〇六点がヒットした。この中で、釈文が決定でき、写真が確認できるものを対象とした。二七七点がこれに該当した。

二、写経所文書からわかる叅・參の書き分け

正倉院文書の中心をなす写経所文書の中で、叅と參がどのような語に使用されているかを検討する。写経所文書の年代は天平～宝亀年間（七二九年～七八〇年）の約五〇余年である。

參は、数字三の大字[2]と参河国に使用される。三の大字の例は写経所文書に大量に見える。参河国の「參」の事例は一一例見える。

叅は、参（マヰル）・不参・参向・参来・参上・阿刀与参（人名）に使用される。

結論を先に示すと、写経所文書では叅と參には語に対応した書き分[3]けがあり、この書き分けはかなり徹底している。違例は三の大字に叅を使用したのが四例[4]あるだけである。三の大字の用例数に比して、極めて少数であり、単純な例外と考えられる。特筆すべきは、參を叅に書くことは極く稀にあっても、参・不参・参向・参上・参来を參で書いた例は、写経所文書では現時点で未見ということである。三の大字を叅で書くことについては、後で詳しく取り挙げる。

參の例が見える「布施申請解案」、参向・不参などの使用頻度の高い「請暇不参解」「造石山寺解移牒符案」や叅・參が共起する文書などを具体的に取り挙げて検討する。

〈資料1〉写後経所解案[5]（続別[6]二八　三ノ九二[7]）　天平二〇年

写後経所解　申請布施事

合奉写経肆伯淕拾捌巻

（中略）

題経律并參仟肆伯拾玖巻

惣応給布施布參伯陸拾淕端弐丈玖尺肆寸

（中略）

経師參拾壱人

（中略）

以前、起天平十八年正月十日、尽今年五月廿九日、奉写一切経一部既訖、仍所残布施物注顕、所請如前、以解、

天平廿年六月十三日爪工家麻呂

伊福部男依

経師らの報酬である布施を申請する文書では、前半の写経の総計部分を大字で書くことが多い。三の大字はすべて參である。〈資料1〉以外の布施申請解案においても三の大字はすべて參[8]である。

写真の確認ができる「請暇不参解」は二三三通ある。このうち五

一通[9]に「參箇日」「參・不參・參向・不參向・參上」などの例（別筆を含む）がある。三の大字には、〈資料1〉と同じく、參を用いているが、マキルの參には叅を用いている。〈資料2〉に示す。

〈資料2〉請暇不參解（続修二〇　四ノ四三一）　天平宝字四年

秦家主解　申請暇日事
合參箇日　（別筆）「以廿一日叅　過一日」
右、以今月十六日夜、私廬物所盗、為問求請暇、仍注事状、
謹以申、
天平宝四年九月十七日
史生下道福麻呂
「判許　領賀茂馬甘　上馬養」

〈資料2〉では、今月一六日に秦家主の私宅に泥棒が入り、盗まれたものを探索するために、三日間の休暇を九月一七日に願い出ている。家主は、二〇日に出仕しなければならなかったが、実際には一日遅れの二一日に出仕した。そのことが、別筆で「以廿一日叅過一日」と記されている。この別筆は、領の賀茂馬甘か上馬養が記したものである。注目すべきは、參箇日の參と以廿一日參の叅である。書き手は別人であるが、同一紙面で、三の大字參とマキルの叅が書き分けられているのである。このような叅と參とが共起する請暇不參解は、もう一通ある。

〈資料3〉三国廣山請假解（続々修三ノ四裏　四ノ四八九）　（天平宝字[10]）五年

三国廣山解　申請暇日事
合參箇日　「廿七日叅」
右、為私買佃誤勘定、請件暇日如前、具注状申上、以解、
五年正月廿四日
「判許　主典阿都宿祢　史生福麻呂」

〈資料2〉と同様に、書き手は異なるが、三の大字とマキルとの間で書き分けが見られる。

請暇不參解の中にはマキルの意義を有する參・不參・參向・不參向・參上といった語が四五通[11]の文書に見えるが、すべてその字形は叅である。三の大字は八通[12]の請暇不參解に見えるが、字形はすべて參である。

このように、現在ならば同じ字形「參」で書き表す、三の大字とマキル系の語との間に字形の上で書き分けがあったことが窺えるのである。つまり、意義の相違に基づいて異なる字形を用いているのだから、字形の相違は語の識別に関与すると解釈しうる現象だと言えるのである。しかしながら、請暇不參解は、同一人物の書き分けではなかった。同一人物による書き分けの例があれば、右の解釈がより確かなものとなろう。石山寺造営関係文書の中にそれを見いだすことができる。

〈資料4〉造寺司牒（正集五　四ノ五二五）天平宝字五年（図1）

造寺司牒　造近江石山寺司

一長上船木宿奈万呂　木工叁人額田部酒人　丈部真犬　縣主石敷

仕丁叁人葛木古万呂　額田部廣濱　私部廣田

醬壱斗　酢壱斗　未醬叁斗

酢滓伍斗　葅玖斗　大筍弐拾合

（中略）

木盤叁拾　長杯拾口

（中略）

右件雑物等、依彼牒状下充如件、

一不叅丹波廣成事

右人、預木工所雑政、毎物別当、是以不得令向、乞察此趣、

可用彼人、簡定可請、仍附波多稲持、牒送如件、以牒、

平宝字五年十二月廿三日主典志斐連「麻呂」（自著）

判官葛井連根道

造東大寺司が造石山寺司に雑物や人間を充当した時の送り状である。最初の項目は充当した人間や雑物を書き上げているが、数量はすべて大字で記される。三の大字は、やはり「叁」である。二番目の項目では、要求された丹波廣成を石山寺に参向させられないということを述べている。この二項目の事書「不叅丹波廣成事」のマヰルが叁でなく叅で書かれているのである。この文書を書いたのは、

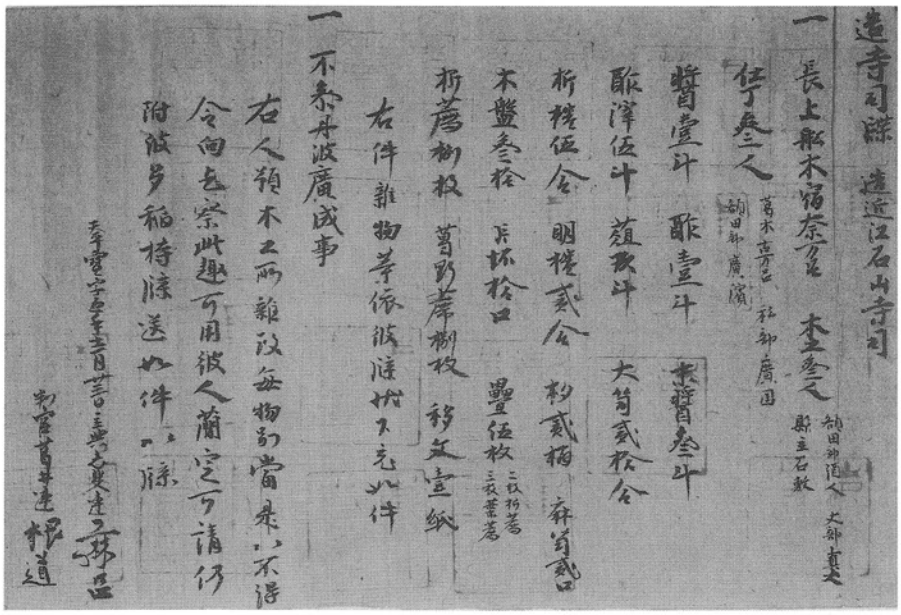

図1　造寺司牒（正倉院文書正集5、第1紙）（正倉院宝物）

造東大寺司主典志斐麻呂の下で文書作成に携わっていた史生である。一・二の項目はどちらもこの史生が書いたことは明白である。同一人物が語の相違によって字形を書き分けている事実が確認できたのである。

このような共起例は、〈資料4〉だけではない。天平勝宝年間の食口案・造石山寺所解移牒符案・奉写一切経所移牒案などにも同一人物による叁と叅との書き分けを見いだすことが出来る。次に示す。

〈資料5〉食口案（続々修三八ノ四　一二ノ三九九）

天平勝宝五年

写書所解　申二月食口事

合単肆伯肆拾人

書生弐伯伍拾壱人

（中略）

校生柒拾人

五人校花厳経　二人校七部経

二人校勝鬘経　卅人校常疏

十人校本経　六人叅内裏

（中略）

舎人伍拾叁人

十三人叅内裏　十人遣使

（中略）

以前、二月食口、顕注如前、

天平勝宝五年二月廿九日呉原

〈資料6〉造石山寺所解移牒符案（続々修一八ノ三　一五ノ一四九）

（天平宝字六年）

符　庄領猪名部牧虫等

海藻叁拾斤　滑海藻弐拾斤

右、山作所充遣如件、宜至依員運納下充、故符、

主典安都宿祢　下道主

二月三日

符　山作所領玉作子綿等　充遣領道豊足

右、阿刀乙万呂相替、充遣如件、宜承知状、乙万呂掌所雑物、件豊足勘遷、以今月六日叅向寺家、

一歩板下桁柱　又次蘇岐板二百枚許各長八尺六日以前令到来

右物、所作治、早速進上、不得怠緩之、

一彼在木工、令持刃器、今日不過進上之、

主典安都宿祢　下道主

二月四日

〈資料6〉は、二つの文書に亘る例であるが、これは下道主が控として追い込みで書き連ねたものである。従って、同一紙面上の書き分けの例と同類と見てよい。次の〈資料7〉も同じである。

〈資料7〉奉写一切経所解移牒案（続修一九裏　一五ノ三）

天平宝字五年

奉写一切経所解　申竪子召継人等事（并舎人等行事事）

壱拾弐人
合玖人
〃〃

（中略）

牒、件人等依奉写経事、烈見不得叅、仍牒送如前、今以状牒、々至准状、謹牒、

天平宝字五年正月十二日

奉写一切経所解　申所役駈使事

合駈使弐拾捌人　惣計単叁仟陸伯玖人

（後略）

三の大字叅には、小字三との間に形態的類似がある。[13] そのため、文脈の情報なしに、字形だけで語の識別が可能になる。叅は三を表すのには、叅よりも視覚的効果が高いことは言うまでもない。

「はな」と表記されているだけでは、「花」か「鼻」なのか直ちには判断できない。「庭のはな」「はながムズムズする」といった文脈が与えられない限り「はな」の意義は理解できない。しかし、漢字で「花」もしくは「鼻」と書くことによって、つまり別々の形を与えることによって、文脈なしで意義が理解できるのである。数字三の場合には叅と書き、出仕の意義の場合は叅と書くというのは、これに匹敵する書き分けだといえないだろうか。表語性をその本質とする漢字にとっては、理想的な形と意義との関係であると認められるのではないだろうか。

しかしながら、さらに検討しなければならない点が二つある。

写経所文書での書き分けは、写経所という限られた場での現象である。文字を書く人々も限定されている。限定された場・限定された人々の間だけで通用していた書き分けの可能性がある。この書き分けが、広く一般的な当時の書き分けであったことを実証しなければならない。これが、検討すべき第一点である。

第二点は、叅と叅とを当時（八世紀を中心とする古代）の人々が同字の異体関係と認識していたのか、最初から別字と認識していたのかを検討することである。

三、北倉文書・紙背公文での書き分け

第一点を検討するために、調査資料を広げることとする。

〈資料8〉 天平勝宝八歳六月二一日献物帳（国家珍宝帳）（図2a）

（前略）

別色御弓叅張

蘇芳御弓一張（長七尺二寸五分　腹小白　紫皮纏弓把　錦袋緋絁裏）

（後略）

〈資料9〉天平勝宝八歳六月二一日献物帳（種々薬帳）

（前略）

人參五百卅四斤七両并袋

右納第九第十第十一櫃

（後略）

〈資料10〉天平宝字二年一〇月一日献物帳（藤原公真跡屏風帳）

（前略）

參議従三位行武部卿兼坤宮大弼侍従下総守巨瀬朝臣開麻呂

〈資料11〉雑物出入継文（図2b）

造東大寺司

合請薬渫種

桂心壱拾斤小　人參壱拾斤小

芒消叁斤小　呵梨勒叁佰枚

檳榔子伍拾枚　畢撥根壱拾両小

紫雪壱拾両小

天応元年八月十六日

左大臣宣

參議藤原朝臣家依

〈資料8〉〜〈資料11〉は、正倉院の北倉文書[14]である。写経所文書とは質を異にする。特に献物帳は、全面に「天皇御璽」の印が捺されており、公式かつ正式な「晴」の文書である。この献物帳にお

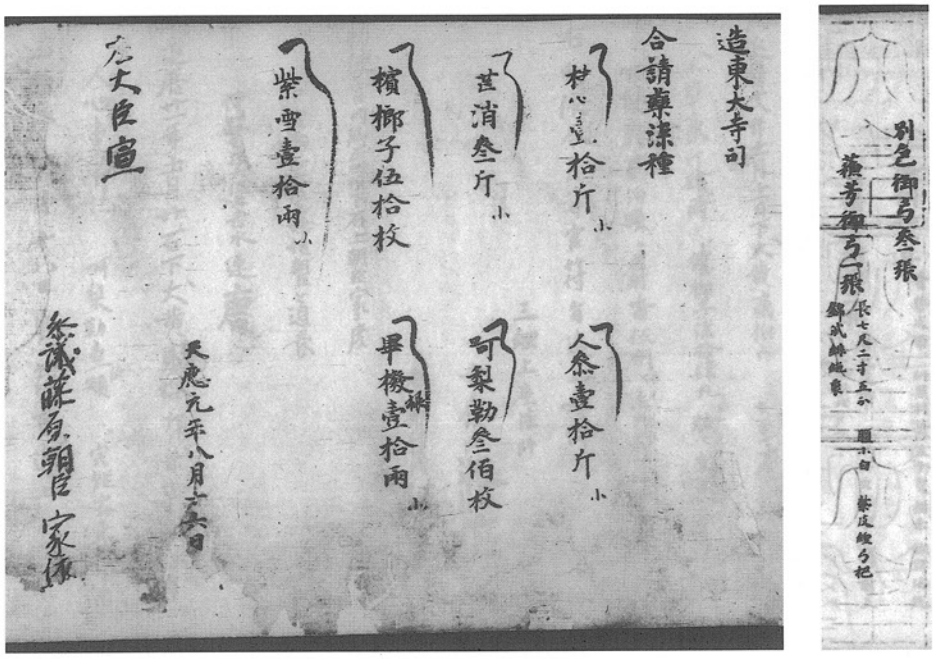

図2　a国家珍宝帳（北倉158）第10紙より（右）とb雑物出入継文（北倉167）第6紙（左）
（正倉院宝物）

いても三の大字は叁である。数字以外では、人参・参議に叅が用いられる。三の大字以外は、マヰル系の叅を用いているという事である。

〈資料11〉は天応元年の「雑物出入継文」で、写経所文書や献物帳より時代は降るが、三の大字叁と人参・参議の叅が共起している例である。ここでも、やはり三の大字とそれ以外の語との間で書き分けが見られるのである。他の北倉文書も同様である。

次に紙背公文に目を転ずる。紙背公文の中身は正税帳・戸籍・計帳などの公文である。公式令の文字の書様の規定を守るべきものである。[15] 三の大字の形を調査するには、恰好の資料群である。年代的には、写経所文書より古い大宝年間から天平一二年頃までの実態を見ることができる。但し、マヰル系の語・人参・参議などの語は殆ど見いだせない。唯一「出雲国計会帳（天平五年）」に「参（叅）向」が一例あるのみである。そこで、これら公文類での三の大字の実態を表一～三に示す。

表一～三の全体を通観して先ず気付くことは、叁だけが三の大字に用いられているのではないという点である。天平二年・四年の各国の正税帳及び大宝二年の戸籍では、三の大字に、叁・叅の両形が使用されている。例えば、越前国の正税帳に注目してみると、天平二年には、叅を用いているが、天平四年の郡稲帳では「叁」を用いている。また、「死馬皮叁張直稲叅拾束張別一十束」（正集二八、一ノ四

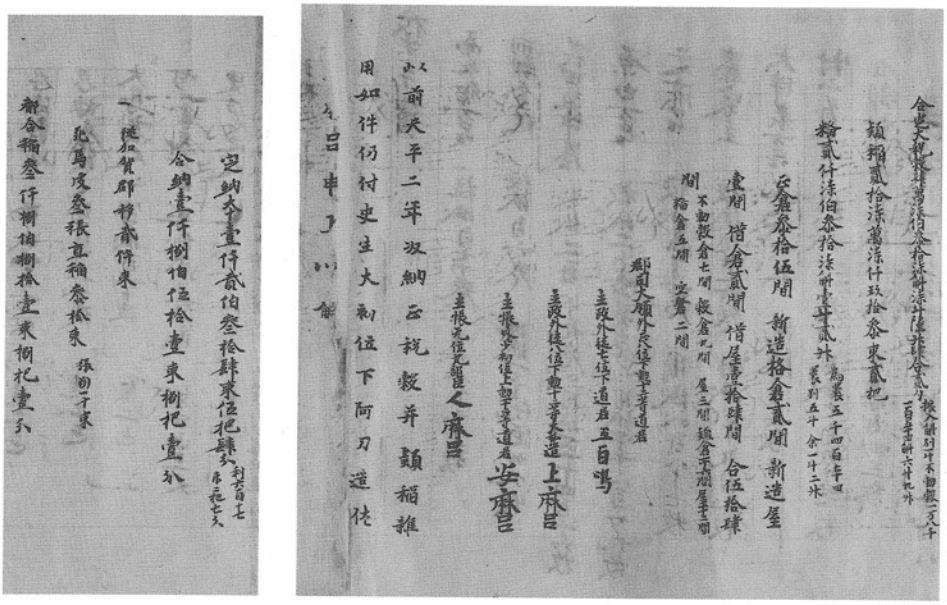

図３　天平２年越前国正税帳（正倉院文書正集27、第９紙）（右）と
天平４年越前国郡稲帳（正倉院文書正集28、第10紙）（左）（正倉院宝物）

六八）のように、參と叅が共起している所も天平四年の郡稲帳にはある（以上、図3）。計帳については、同じ年に両形を用いたものはないが、全体を見れば、參も叅も三の大字に使用している。

つまり、三の大字として用いられる形は參だけではなかったのである。叅もまた三の大字に用いられていたのである。少なくとも、天平六年頃迄は、參と叅は、同語を示す二つの形、すなわち、同字の異体関係であったと考えるべき可能性が高いといえる。

次に、表一を見て明らかなことは、天平六年以降は三の大字が參だけになるということである。戸籍・計帳は資料が少なく、年代的偏りがあるので、正税帳に見える現象を確認することはできないが、「天平六年以降には、三の大字に參だけを使用する」という現象に抵触する例はない。

結局、写経所文書や北倉文書での參・叅の使い分けは、資料の大部分が天平六年以降のものであるという、年代に規制される現象であったのである。厳密に言えば、參・叅の語に対応する使い分けは天平六年以降で、それ以前は、使い分けは必ずしも自明ではなかったのである。このことは、木簡によっても確認できる（後述）。

では、何故、天平六年を境に三の大字が參に統一されていくのであろうか。このことを考えるのに参考となるのが、「参河国」の表記である。

写経所文書での参河国の表記は殆ど「參河国」[16]である。平城宮木簡・平城京木簡での表記も「參河国」である。溯って、七世紀の木簡ではすべて「三川国」[17]である。七世紀の木簡の表記「三川国」がいつ「参河国」に変更されたのか。鎌田元一氏[18]によると、大宝四年四月、国印を諸国に一斉に頒下するために、中央で国印が鋳造され、その時、国名表記の公定・統一が行われたとされる。おそらく、三川国から参河国へ表記が変化した原因も大宝四年の鋳造国印の頒下であろう。残念ながら、大宝四年鋳造の参河国の印影は現資料中に完存しない。正倉院文書続々修四七の断片[19]に、わずかにそれと判断できる印影がある。確認できるのは、三ではなく参であること程度である。叅か參かは判断できない。しかし、木簡の例から判断すると、大宝四年以前の木簡は「三川国」しか見えない。それに対して、四年以降は「参河国」が圧倒的なので、大宝四年の国印鋳造を境に表記が変わったと見てよいだろう。そして、この時、採用された字形が、叅でなく參であったのである。參が採用された背景には、中国での大字使用の影響もあったであろう。しかし、この時点（大宝四年）で規定[20]されたのは、「参河国」だけであって、三の大字については、明確に字形までは規定されなかったのであろう。表一～三の実態が、それを裏付けている。いずれにせよ参河国の字形の規定によって、三＝參の認識が一般化したと考えられる。そして、天平六年頃、何らかの理由で三の大字を統一する時に、參を選択する要因の一つになったと考えられる。視覚的に三を喚起する字形は、叅

表一　正税帳などにみえる参の字形

※一ノ三九六は、『大日本古文書』巻一の三九六頁を示す

年代／字形	叅		參	
天平二年	伊賀国 越前国	正集一五（一ノ四二七～四二八） 正集二七、続々一九ノ八裏、続々三五ノ六裏（一ノ四一八～四三九）	大和国 紀伊国 隠伎国（郡稲帳） 尾張国	正集一〇（一ノ三九六～四一三） 正集三七（一ノ四一八～四二三） 正集三四（一ノ三八九～三九〇） 正集一五・塵芥七（一ノ四一三～四一七）
天平四年	播磨国（郡稲帳） 佐渡国	正集三五（二ノ一五〇～一五一） 正集一八（二ノ二三～二四）	越前国（郡稲帳） 隠伎国	正集二八（一ノ四六一～四七三） 正集三四（一ノ四五一～四六〇）
天平六年			尾張国 周防国	正集一五（一ノ六〇七～六二〇） 正集三五（一ノ六二三～六二八）
天平七年（以降）			佐渡国	正集二八（二ノ二一～二三）
天平八年			摂津国 薩麻国	正集一四（二ノ九～一一） 正集四三・続々三五ノ六裏（二ノ一二～二一）
天平九年			和泉監 駿河国 但馬国 長門国 豊後国	正集一三・一四（二ノ七五～九七） 正集一七（二ノ六七～七四） 正集二九（二ノ五五～六六） 正集三六（二ノ三二～四〇） 正集四二（二ノ四〇～五五）
天平一〇年			左京職 駿河国 周防国 淡路国 筑後国	正集九（二ノ一〇六） 正集一七・一八（二ノ一〇七～一三〇） 正集三五・三六（二ノ一三〇～一四六） 正集三七（二ノ一〇二～一〇五） 正集四三（二ノ一四六～一四九）
天平一一年			伊豆国	正集一九（二ノ一九二～二〇〇）

天平二年安房国義倉帳では、三に「叅」を使用。
天平二年越前国義倉帳には、參がみえるが、文字の右側が欠損していて不明。
天平五年出雲国計会帳では、三に「叅」と「參」の両形を使用。参向には「叅」を使用。

表二　戸籍にみえる参の字形

年代	字形		字形	
大宝二年	筑前国	正集三八・三九、続修六、奈良国立博物館所蔵（一ノ九七～一四一） 正集四〇・四一、続修七・八、続々二八ノ九裏・三五ノ六裏、村口伸一氏所蔵（一ノ一四二～二一四） 正集四三、続々三五ノ六裏（一ノ二一四～二一八）	御野国	正集二二・二三・二四・二五・二六、続修二・三・四・五・続々三二ノ五裏、坂口茂氏所蔵（一ノ一～九六）
	豊前国			
	豊後国			
養老五年			下総国	正集二〇・二一、続修二、続々一九ノ八裏・三五ノ五裏、塵芥二六（一ノ二一九～〇三）
天平宝字元年以降			讃岐国	続後二（一ノ三一七～三一八）
延暦四年以降			常陸国	塵芥三二（一ノ三〇八～三一七）

表三　計帳にみえる参の字形

年代	字形		字形	
霊亀元年以降 天平一一年以前	阿波国	正集三七（一ノ五四九～五五〇）		
神亀三年			山背国愛宕郡雲上里 山背国愛宕郡雲下里	正集一一・一二（一ノ三三三～三五二、三八〇） 正集一二（一ノ三五三～三八〇）
天平四年			山背国愛宕郡	続修一〇～一二、続々二八ノ八裏、静岡県立美術館所蔵（一ノ五〇五～五四九）
天平五年			右京三条三坊 右京八条一坊	正集九（一ノ四八一～四九四） 正集九（一ノ四九四～五〇一）
天平七年			山背国綴喜郡大住郷	続修一三（一ノ六四一～六五一）
天平一二年			越前国江沼郡山背郷	続々四四ノ四裏（二ノ二七三～二八〇）

よりも參の方が適切であったこと、中国で三の大字に參が用いられていたことは言うまでもない。

天平六年に何らかの理由で三の大字を參に統一したと述べたが、それは、人為的に公的な力によって統一されたのではないかという推測が可能だということである。『続日本紀』の天平六年前後に文字の規定を記した記事は見えないが、おそらく公文の数字の書き方に関わる規定[20]が加えられた可能性があると思われる。その根拠は、表一に明らかなように、正税帳では天平六年を境に參しか表記されないこと、その変化の有様が非常にクリアーなことである。

正税帳は、公式令の文字の書様の規定をうける公文である。また、諸国から京進される公文であるから、書かれる場は都に限定されない。そういった文書において、天平四年までは両形あったにもかかわらず、六年以降は參でしか表記されないというのは、自然な表記の変化とは解釈しがたい。自然な変化であれば、もっと表記に「ゆれ」があってよいはずである。やはり、人為的な指示があったと考えるべきであろう。つまり、三の大字には參を用いるべし、といった人為的な操作の結果、參は参河国と三の大字専用、叅はそれ以外の語に使用するという、字形の違いが語義に対応する状況が生じたと解釈できるのである。

以上の検討から、先ず、參と叅との書き分けは八世紀（天平六年以降）の一般的な現象であることが確認できた。さらに、參と叅は、はじめは同字の異体関係であったが、人為的な操作によって參と叅との間に語に対応する書き分けが生じた可能性が高いことを明らかにすることができた。

ここまでは、正倉院文書を資料として検討してきたが、果たして同様の結果が同時代資料においても得られるのであろうか。そこで、正倉院文書より広く年代をカバーできる木簡を資料として、參と叅との書き分けの実態を調査する。

四、木簡による確認

奈良文化財研究所木簡データーベースの「参」のヒット数は三〇六点である（二〇〇四年二月二四日現在）。内訳は次の通りである

a 藤原宮・藤原京・飛鳥京木簡……一一点
b 平城京木簡……一二九点
c 平城宮木簡……一一二点
d 宮町木簡……八点
e 長岡京木簡……一〇点
f その他の古代遺跡の木簡……二三点
g 古代以外の木簡……一三点

本稿で調査対象となるのは、gを除く二九三点である。このうち写真による文字の確認が可能なものは二七七点であった。aからf

表四　木簡における叅と參の用例

文脈／木簡群	参河国	三の大字	マヰル系の語	その他
飛鳥・藤原宮木簡	參河国①（一例のみ）	參（21）	叅出②A（図4b） 參出②B（図4c）	人叅 久叅 叅原忌寸人足③
長屋王家木簡	參河国	參 叅④（図4d～j）	叅向 叅出 持叅（図4a） 持叅出	
二条大路木簡	參河国	參 叅⑤	叅向 叅 叅入	
平城京木簡その他	參河国	參		有參郷⑥（図4k）
平城宮木簡	參河国（図4n）	參（図4n） 叅⑦（一例のみ）	叅向（図4l） 叅中 向叅 叅入 叅	
宮町木簡	參河国		叅	
長岡京木簡		參		
その他	參河国	叅	叅出 叅向 叅上 向叅	參　習書⑧（図m）

※正報告の釈文で〔參ヵ〕とあるものについても、參と叅の区別が写真で判断できる場合には各の用例として取り上げた。

の木簡でどのような例があるのか字形の違いも合わせて示す。

検討すべきことは次の三項目である。

Ⅰ　天平六年以降の木簡では、三の大字・参河国に參が使用され、マヰル・マジルの義の参向・参上・参議などに叅が使用されているか。

Ⅱ　天平六年以前の木簡では、三の大字に參・叅の両形が使用されているか。

Ⅲ　「參河国」の表記は、大宝四年以降であるか。

表四の中で検討すべき例は①～⑧である。これ以外の例は、先に示した正倉院文書から得られた結果と同様の結果を示している。

①　參河国波豆郡矢田里白髪ア小□□　039（飛五―一一上）

この木簡の行政区画の表記は国郡里である。コオリに「郡」を充てるのは大宝令施行以降である。それ以前は「評」である。従って、この木簡は大宝四年の国印鋳造以降の可能性が高い。必ずしも項目Ⅲの違例とはならない。

②A　□急々□叅出□莫　019（『藤原宮木簡』一―五一）（図4b）

②B・□□六取物者□者々支□〔又ヵ〕

・□□參出　廿四日急　081（『藤原宮木簡』一―四五三）（図4c）

②A②Bは、同一語を両形を用いて表記している。參・叅の書き分けが定着する天平六年以降であれば、②Bの木簡は違例となるが、②A②Bともに七世紀末から八世紀極初頭の遺構から出土している。

c
『藤原宮木簡』1−453

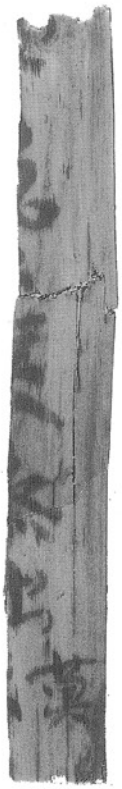

b
『藤原宮木簡』1−51

e
『平城京木簡』2−2706

d
『平城京木簡』2−2704

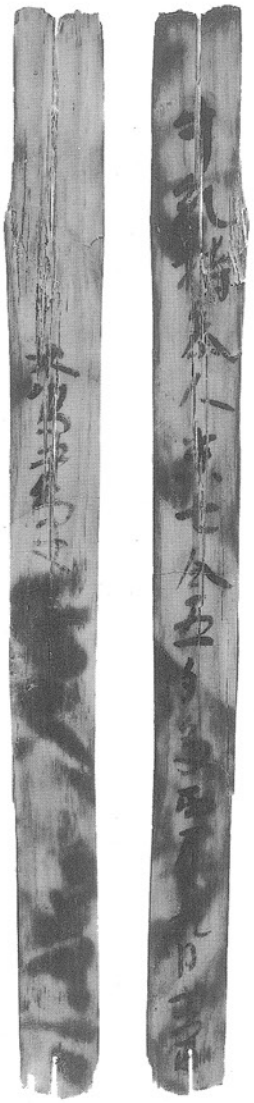

a
『平城京木簡』1−322

j
『平城京木簡』
2−2703

i
『平城京木簡』
2−2721

h
『平城京木簡』
2−2720

g
『平城京木簡』
2−2719

f
『平城京木簡』
2−2718

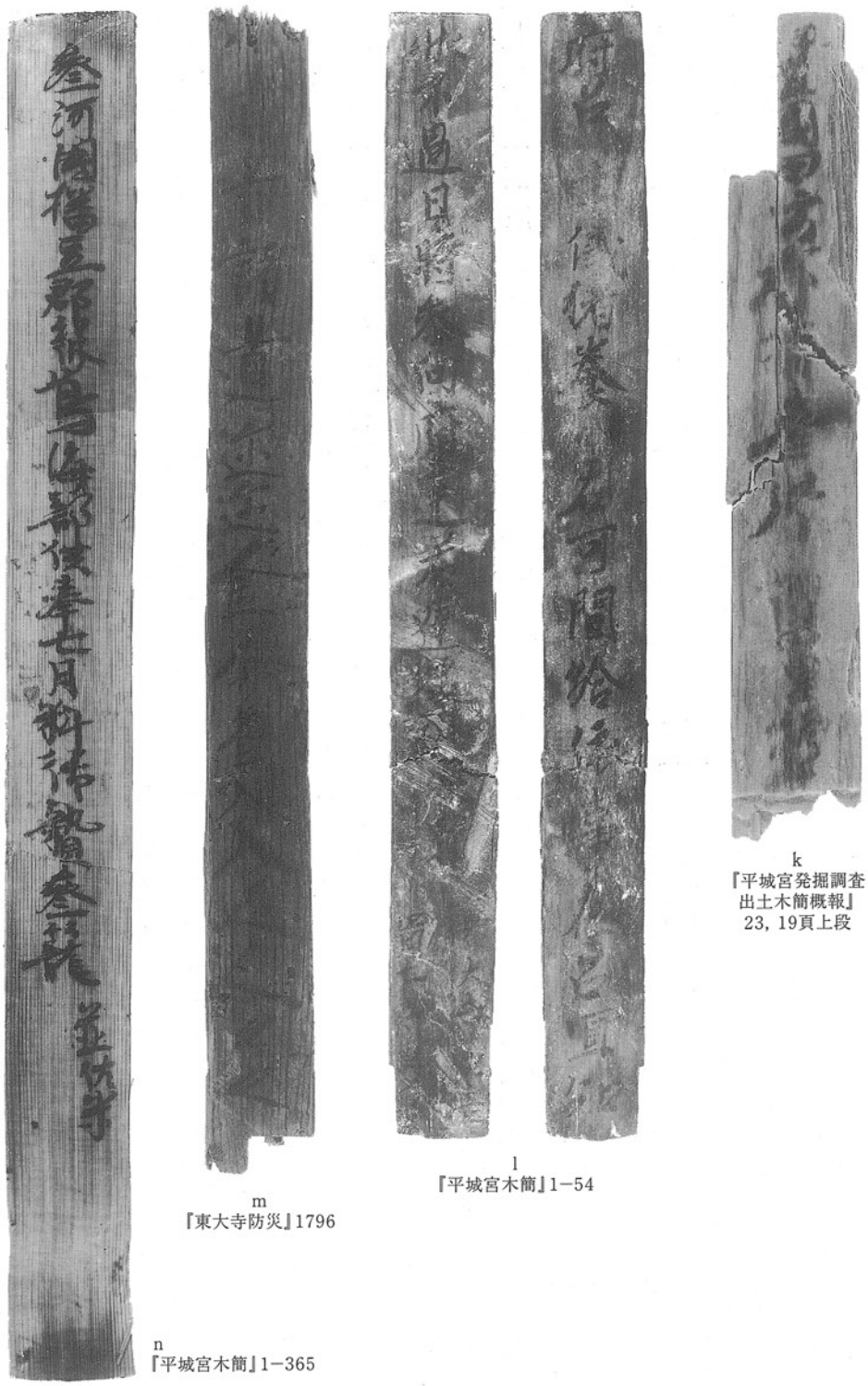

k
『平城宮発掘調査出土木簡概報』23，19頁上段

l
『平城宮木簡』1−54

m
『東大寺防災』1796

n
『平城宮木簡』1−365

図4　木簡に見える桑と叁

書き分けが定着する以前なので、両形があっても不思議ではない。むしろ、叅と叅が別字ではなく、同字の異体関係であったことを示していると解釈できよう。

③　叅原忌寸人足　　091（奈良県教育委員会『藤原宮』）

「ミハラ」と訓む人名であろう。七世紀末から八世紀極初頭の藤原宮期の遺構[22]から出土している。天平年間であれば、数字三と意義の通ずる「サン・み」は、叅の形であることが正倉院文書の実態からは類推される。しかし、ここでは叅の形をとらない。出土遺構の年代からみて、おそらく大宝四年以前の実態を示していると考えられる。参河国・三の大字に叅を使用することが決められる以前の状態である。②A②Bと同じく、叅と叅とが同字の異体関係であったことの間接的証拠となろう。

平城京木簡は、長屋王家木簡・二条大路木簡・その他の木簡と三分割して考察を行った。特に長屋王家木簡と称される木簡の出土遺構SD四七五〇は、和銅三年から霊亀三年の短期間の木簡が一括して廃棄された所である。本稿で問題とする大宝四年と天平六年にちょうど挟まれた時期の資料ということになり、ここでの字形による書き分けの実態が注目される。

二条大路木簡は、長屋王死後の時期のものが中心となる。遺構は、SD五一〇〇・五三〇〇・五三一〇である。三の大字はSD五一〇〇・五三〇〇に見える。SD五一〇〇の木簡には、神亀二年から天平一一年の年紀が見えるが、天平七・八年の木簡が多くある。SD五三〇〇は天平七・八年の木簡を中心とする遺構である。この時期も本稿で問題とする天平六年の直後であり注目すべき資料である。

その他の木簡は、和銅年間から天平年間に亘る長い時期のものである。平城宮木簡とも時期は重なる。

④叅の例九点をあげる。

□五斗八升塩弐斗叅升渌合捌夕　　011（城二三一七上）

□□人逃亡七人□□□□人　　091（『平城京木簡』二一二七〇三）（図4j）

上日叅伯叅拾渌　　091（『平城京木簡』二一二七〇四）（図4d）

上日叅□□〔伯渌カ〕　　091（『平城京木簡』二一二七〇六）（図4e）

上日叅□　　091（『平城京木簡』二一二七一六）

□□□肆拾〔日叅伯カ〕　　091（『平城京木簡』二一二七一八）（図4f）

叅□〔伯カ〕　　091（『平城京木簡』二一二七一九）（図4g）

日叅伯肆　　091（『平城京木簡』二一二七二〇）（図4h）

叅伯拾叅　　091（『平城京木簡』二一二七二一）（図4i）

叅の例四点をあげる。

□□叅斗叅升〔胡麻カ〕　　081（城二七一三三上）

・□□□□〔進カ〕　　081（『平城京木簡』一一二二二）

・□□斛八□□□合〔斗〕〔升五〕□〔叅カ〕　　091（城二八一一七下）

上日叅陸拾捌

□給□斛〔叅カ〕内　091（城二八―三四下）

三の大字を記した木簡は一三点である。出土遺構はすべて和銅三年から霊亀三年のSD四七五〇である。叅が九点、叅が四点である。このうち九点が上日木簡であるが、叅が八点、叅が一点である。天平六年に三の大字が叅に規定されたという解釈に従って考えると、この時期の三の大字に両形が見えるのは当然の結果である。但し、マキル系の語には、叅しか用いられない（表4参照）。正倉院文書でのマキル系の語の実態と同じである。

⑤の二条大路木簡では、三の大字を記す木簡は一七点である。一四点はSD五一〇〇、三点はSD五三〇〇出土である。SD五一〇〇からは神亀元年から天平一一年の木簡が出土している。三の大字については両形が予想される。SD五三〇〇は天平七・八年の木簡が中心の遺構であるから、三の大字は叅が予想される。果たして、一七点の実際はどのようになっているのであろうか。

両形が予想されるSD五一〇〇では、叅が九点、叅が五点である。予想通りである。このうち年紀の明らかな荷札木簡が三点ある。

・常陸国久慈郡腊鮑大贄叅斤
・「天平四年十月十六日」　032（城二一―三三上）
・匙叅拾壱天平八年八月廿二日 栗前男龍　032（城三一―二一上）
・鎖鎖鎖鎖鎖鎖

□□国□□郡□□郷中男作物海藻叅斤籠重十両　天平十一年十月　039（城二一―三五下）

天平六年以降の八・一一年の荷札には、叅が用いられ、六年以前のものに叅が記されている。天平六年頃に三の大字に人為的な規定が加えられたという解釈には反しない。

SD五三〇〇には三点の木簡に三の大字がある。すべて、叅である。これもまた、予想通りである。

・鮭肆枚　脯壱籠　腊壱筥　右叅種
・所給正六位上行家令勳十二等椋橋部造「伊藝美」　011（城二四―六下）
・蔵叅拾肆　天平八年八月廿二日 栗前男龍　032（城二四―二二下）
□□肆□　〔叅伯カ〕〔拾カ〕　091（城三〇―一二中）

天平七・八年を中心とする木簡において、三の大字がすべて叅であったということは、さらに、先の解釈を補強しうる実態である。長屋王家木簡・二条大路木簡以外のその他の木簡には、三点に三の大字が見える。すべて叅である。

・坤宮官縫殿出米叅斗　右薪買
・遣如件　五月廿八日舎人池後小東人　011（城九―七）
・合匏若干束　所殖十家　成実若干　飛　鳥　鳥　凡　夜壱伯伍拾叅凡　匏匏匏見
　歳歳歳　凡
・外従七位下成牛養巻□□□□　養　養　015（城二三―一八上）
　匏匏　成選成　養

東十四日不　十□□叁束　廿日□□　　081（城三四―二七下）

一点は「坤宮官……」とあり、天平宝字二年の官号改正後の木簡であることが解る。この木簡に叁とあるのは、正倉院文書と同様のあり方である。残り二点は、年代は特定でないが、天平年間のものなら叁で問題はない。問題とすべきは次の地名表記である。

⑥・伊豆国田方郡有叁郷桜田里□□〔檜前カ〕　　039（城二三―一九上）（図4k）

・養老六年

「有参郷」は、『和名類聚抄』によると、伊豆国田方郡有雑郷（高山寺本）のことである。「ウサ」と訓むのであろう。サに叁を充てたことになる。叁の漢字音を用いた表記である。この木簡以外にウサ郷の例がないので、確証は得られないが、大宝四年の国名公定（三川国→参河国）や和銅六年の郡郷名好字表記の規定を受けて叁を採用したのであろう。この背景には、三＝叁＝み＝サ（ン）の関係が認識されていたことが解る。この木簡は養老六年のものであるが、地名であるため、天平六年の三の大字の規定以前に、叁河国の字形の影響をうけて早く（養老六年）から叁が用いられたと考えられる。

平城宮木簡で問題となるのは、三の大字を叅で書いた⑦である。

⑦・長鮑壱籠納叅拾漆條卅一条七尺六条六尺四寸

・　天平十七年九月　　031（『平城宮木簡』一―四六一）

・圓方女王
「圖書□□王□」

・叅位□□　□□□　　019（『平城宮木簡』四―四二一八）

ともに天平六年以降に書かれた木簡であるから、三の大字には叁が用いられるはずである。ここでは叅である。これをどう解釈するのか。例外とすべきであろう。天平六年以前は、三に叁も叅も使用したのであるから、三に対して叁が公的に規定されても、表現の場や表現者の意識によっては、例外的に規定以外の字形が現れても不思議はない。押印されるような公文や勘校をうける公文類であれば、規定は厳密に遵守されるが、それ以外の表現の場では規定以外の字形が現れてもおかしくはない。正倉院文書においても、全体からすればごく少数ではあるが、天平六年以降の資料に三の大字に叅が用いられていた。これと同じ現象である。

但し、正倉院文書・平城京木簡・平城宮木簡においてマヰル系の語に対して「叁」を用いたものは、今のところ一例も見いだしていない。これは、注意すべきことである。

⑧〔首カ〕□□□諸道迩迩金尓叁入入人人之之　（東大寺防災―一七九六）（図4m）

右の木簡は習書である。一見すると「参入」かと思われるが、果たして参入という漢語を書いたのだろうか。文脈がわからないので決定し難い。全体の形を眺めていると、「人・入」の形をもつ文字を並べただけにすぎないとも見える。類似の形をもつ文字を習書し

たと考える方がよいのではないだろうか。他に二字熟語も拾えない。この木簡の出土遺構では、大仏鋳造に関わる木簡が出土している。年代は天平末年頃から天平勝宝年間のものであろう。この時期に叅入でない參入があると確定できれば、注目すべき例となるが、語義が確定できないので、現時点では問題としない。

以上、木簡における叅と參との書き分けの実態を検討してきた。先に挙げた三つの検討項目について次の結果を得ることが出来た。

Ⅰ、天平六年以降の木簡では、三の大字・参河国には參、マヰル系の語、参・参向・参出・持参・参入・参中・参上・向参には、叅が使用される。

Ⅱ、天平六年以前の木簡では、三の大字に參と叅の両形が用いられる。

Ⅲ、參河国の表記は大宝四年以降に限定される。

さらに、項目に追加すべきことは、「天平六年以前の藤原宮木簡では、一例ではあるが、マヰル系の参出にも両形が使用される。」ということである。

木簡の検討によって得られた結論は、正倉院文書での叅と參との書き分けの実態と大きく矛盾するところはない。正倉院文書での実態を確認すると同時に、正倉院文書以前（七世紀～八世紀初頭）の実態をも確認することができた。それは、「語の識別に関わる叅と參との明確な書き分けは、七世紀には溯らない」ということである。換言するならば、七世紀には、叅と參は同字と意識されていたということである。

八世紀に入り、大宝四年に三川国から参河国へ表記が規定され、さらに天平六年に三の大字が參に統一され、叅と參との間に語の識別に関わる、形態上の書き分けが生じた。その結果、八世紀（天平年間以降）には、あたかも叅と參とは同一文脈の中で入れ替え不可能な別字としての性格を帯びるようになるのである。

また、叅に対する參の書き分けは、単に三の大字・参河国のみならず、「サン」という漢字音に対する字形としても認識されたと思われる。⑥の有參郷（伊豆国）は、その現われであろう。正倉院文書や、年代は降るが、東南院文書にも類例がある。

〈資料12〉倉代西端雑物出入帳　（続後四〇　二一ノ二三四～二三五）

倉代西端　宝亀四年
正月
七日下緋端畳參拾枚「以同月廿一日返上」
右、為用吉祥悔家所借下、付別当僧徳意
（中略）
廿八日下緋端畳漆拾枚　紺帳伍條
「四月廿一日返上了」
右件二種物、為用上十一面悔過衆僧座料下充、
付法師実忠　見使參林師

（後略）　　（傍線筆者。以下同様）

〈資料13〉般若院参向東大寺衆僧交名　（東南院文書第三櫃第四一巻家わけ一八東大寺文書之二　四一一頁）

般若院叅向衆僧事

合一十人

大法師安禎呪願　僧勤座導師

大法師慈冠　大法師施忠

僧安称　僧慶悠　僧理恵

僧叅哲　僧明宣　沙彌延寿

右、今月卅日見叅如件、

弘仁六年十月卅日少寺主住位僧「玄福」

上座法師「勝猷」　都維那僧住位「寿常」

寺主大法師

〈資料12〉・〈資料13〉ともに、僧名であるから音で訓まれていたはずである。「サン」に対しては、ともに叅を用いている。〈資料12〉では、三の大字とともに叅である。〈資料13〉では、僧名「叅哲」と「叅向・見叅」との間に書き分けも見られる。

参河国、三の大字のみならず、数字の三とは直接関わらない語についても、「サン」の音を媒介として、マヰル系の叅ではなく叅が充てられるようになったと解釈できよう。漢字音「サン」に対する表記の実態は、本稿とは別に改めて考えたい。

五、まとめ

写経所文書・北倉文書・紙背公文、及び飛鳥藤原宮木簡・平城京木簡・平城宮木簡における叅と叅の使用実態を調査し、以下の結果を得ることが出来た。

一、七世紀から八世紀初頭（天平六年）にかけて、叅と叅との間には、語の識別に関わる明確な書き分けはなかった。

二、八世紀に入り、大宝四年の「叅河国」の字形の規定、及び天平六年の三の大字に対する「叅」への統一によって、叅は参河国と三の大字専用の字形になった。その結果、マヰル系の語（参・不参・参向・参出・持参など）や参議・人参などを表記する場合は、「叅」だけを用いることになった。

三、天平六年以降、叅と叅との間には、語の識別に関与する書き分けが生ずることとなった。

一・二・三の結果から、当時の文字を書く人々のどのような意識が窺えるのであろうか。

七世紀から八世紀初頭までは、叅と叅との関係は別字ではなく、同字の異体関係と意識していたと考えられる。その後（天平六年以降）、叅が叅河国・三の大字専用となったため、叅と叅は語によって書き分けるべき字形であると意識するようになったと思われる。

なぜならば、別字と意識していたと言ってもよい程、明確な書き分けが両者の間にはあったからである。

叅と叅は、古代の日本語において、果たして同字だったのか別字だったのか。本稿の調査では、最初は同字と意識されていた叅と叅であったが、人為的な操作によって語に対する書き分けが生じ、その結果、別字の様相を帯びるようになったと結論づけた。もし、ここに別字意識を認定するなら、それは、日本における文字用法上の変化の結果生じた別字意識であると解釈されよう。

後世の中国の字書類は、叅を俗字（『廣韻』）とし、叅を古字（『集韻』）としている。しかしながら、六朝や唐代の碑文に叅の字形が見える。敦煌の籍帳にも叅・叅が見える。また、現在の中国語での「参」の発音は、[shēn]で、三は[sān]である。叅は「三的大写字」（『漢語大詞典』『漢語大字典』）とあるので、叅の発音も「sān」である。叅は「同参」（『漢語大字典』）とあるので、発音は「shēn」である。つまり、叅と叅は声母・韻母ともに異なる、全く別の音を持つ文字なのである。言うならば、形・音・義の異なる別字なのである。七～八世紀の中国では、実際に叅と叅とはどのような関係であったのだろうか。けっして、同語を記すことはなかったのであろうか。日本語の場合と同じなのか、違っているのか。中国語でのあり方と対照させることで、日本語における文字の用法の特質が、さらに明らかになると思われる。この問題については、七～八世紀の中国語資料を語に即して検討する必要があろう。

七～八世紀の中国語の生の資料と言えば、敦煌の文書類がその代表であろう。これらについては、未だ充分な調査を行っていないが、『敦煌社会経済文献真蹟釈録』一～五に見出せる叅と叅についてのみ述べることとする。

『敦煌社会経済文献真蹟釈録』（唐耕耕・陸宏基編一九八六年・一九九〇年）は、図録と釈文を対照させており、文字の形を調査するのには非常に便利な図録本である。戸籍・計帳・財政文書・田簿・売券・法律文書・度牒・寺院関係文書・書儀など、社会経済史料一三八八点を収録している。年代のみならず内容的にも、正倉院文書と対照させるのには、恰好の資料[23]である。

三の大字については、社会経済史料なので、非常に多く見られる。すべて、叅であると言ってもよい実態である。但し、一点だけ叅を使用している文書がある。五四七年の瓜州効殻郡（？）計帳である。この計帳にのみ三の大字に叅が記される。例外的な現象なのもしれない。西魏の時代なので、筆録者が中国語を母語としなかったために生じた現象と考える可能性もあろう。

三の大字以外では、すべての語に叅が用いられている。次に示す通りである。

「参軍・参議・参謀」などの官名、「参差・参商・参拝・参学・参禅・参羅・萬象参羅・参羅萬象・参々」などである。これらの語

は、例外なく叅で表記されている。動詞としての叅は「マジル」「マヰル」「謁見スル」などの意で用いられているが、これもすべて叅である。人名「曹参・曾参・参君」や地名「参墟」なども叅である。特に次の二点の文書では、同一文書の中で參と叅が明確に使い分けられている。

〈資料14〉七二一年一一月参軍王某牒並判詞　（『敦煌社会経済文献真蹟釈録』第四輯四三一頁）

（前略）

家給官□參疋發遣、比為推問未了、

（中略）

開元九年十一月　日叅軍王□

（後略）

〈資料15〉九五八年九月西朝走馬使富住状　（『敦煌社会経文献真蹟釈録』第四輯四〇七～四〇八頁）

（前略）

國朝信物、亦無遺失。於涘月弐拾參日得達　西朝

（中略）

皇恩、天高海闊、限以叅俌、守職遠方、不獲

朝覲、限以富住未獲迴走馬、

叅拜

（後略）

中国語では、參と叅は形も音も義もすべて異なる別字である。従って、語の違いに対応して使い分けられているのは、当然の結果である。敦煌文書の一部で、それを確認することができた。中国語では、叅が參と同じように、三の大字として使用されることは無かったと思われる。ならば、何故、日本では天平六年まで、三の大字に両形が使用されたのであろうか。この問題については、今後の課題としたい。

注

（1）現在の「参」に、かつて「叅」や「參」の字形があったことは、様々な字書類に示されている。一般的なところでは、『五體字類』や『木簡字典』（木耳社）などに、中国各時代の具体的な字形が掲出されている。『大漢和辞典』は、參を俗字、參を古字（集韻による）、叅を俗字（廣韻による）とする。蔵中進氏も『則天文字の研究』（翰林書房　一九九五年一一頁）のなかで参に複数の字形（叅・參）のあることを指摘しておられる。

（2）三の大字に參を用いることは、中国に例がある。その字形が參や叅でなかったこと、字形の一部に三が含まれることは、蔵中氏（前掲）が指摘されている。

（3）參と叅の使い分けについては、『神道体系一古典編一古事記』（一九七七年）五六頁～五七頁の注で言及されている。「日本上代の文献は、数には「参」、参向・参議・馳参・人参には「叅」を用いて例外は少ない」とし、上代の戸籍については、「御野国は数はすべて「参」、筑前国・豊前国は「叅」を用いる。養老の戸籍の数は下総国は「参」「叅」を混用し、常陸国と讃岐国は「参」を用いる。これらの戸籍の

不統一は珍しい。」と認定されるが、ここには誤認があると思われる。

先ず、下総国は「參」しか用いていない。写真を見れば自明である。『大日本古文書』巻一の二五六頁～二九一頁では、確かに三の大字を「參」「叅」の両形に翻刻しているが、この部分は写真（続々修三五ノ五裏）によるとすべて「參」である。

次に、正税帳を通観すればわかる（本稿表一）が、天平六年以前は、三の大字に両形が用いられるのは普通である。ここで取りあげられた戸籍は、すべて天平六年以前のものである。従って、両形が使用されることは、必ずしも、珍しいこととは言えない。

天平六年以降の状況については、指摘の通りである。古事記の写本の年代から考えれば、參・叅の両者が区別されるのは当然であると思われるが、古事記が書かれた和銅五年頃に、參と叅の書き分けが、当時一般的に自明であったか、つまり、確かに別字であったかというと、簡単には断言できないであろう。太安萬侶は、個人レベルでは、書き分けていたかもしれないが。但し、三の大字以外のマキル系の語に參が使用される例は、殆どない（本稿の調査による）ので、区別する意識は、既に内包されていたのかもしれない。

なお、西宮一民氏『古事記新訂版』（おうふう一九八六年）は、右の注を引用して、叅・參の書き分けを採用している。

（4）続修一五裏（二ノ四二四）大粮申請継文　天平一七年
続々修四四ノ三（一一ノ三四八）自宮来雑物継文　（天平勝宝二年）
続々修四四ノ三（一一ノ三四九）自宮来雑物継文　（天平勝宝二年）
続々修三八ノ二（一一ノ五三二）写書所告朔案帳　天平勝宝三年

（5）資料名は正集・続修・続修後集・続修別集所属のものは、『正倉院文書目録』（東京大学史料編纂所編）の名称に従う。それ以外は、『大日本古文書』の名称に従う。

（6）続修後集・続修別集・続々修は、続後・続別・続々と略す。

（7）資料の所属と『大日本古文書』の巻と頁を示す。頁は該当箇所の頁を示す。以下同じ。

（8）正集以下続別までは、『正倉院古文書影印集成』一～一四で、容易に文字の形が確認できるので、この範囲で、參の大字を含む布施申請解案の所在を示す。

正集一五裏（九ノ一七〇～一七四）写後経所解（案）天平一八年四月二日
正集一七裏（一ノ六八五～六八九）写後経所解（案）天平一九年一〇月一日
正集二六裏（九ノ四一三～四一六）写後書所解（案）天平一九年七月一日
正集二七裏（一ノ五三三～五三五）写一切経所解（案）天平一八年一〇月一日
正集三五裏（未収）写一切経所解（案）天平一八年一〇月一日
正集三六裏（三ノ六五～六九）写後経所解（案）天平二〇年四月一日
正集四三裏（九ノ四一七～四二一）写後経所解（案）天平一八年七月一日
続後六（一一ノ四五五～四五七）写経所解（案）（天平勝宝二年？）
続後一二（三ノ一三〇～一三三）千部法華経布施文案　天平一二年一一月一三日
続別一四（三ノ四七八～四八三）造東寺司（案）（天平勝宝三年二月？）
続別一五（三ノ四七一～四七五）造東寺司（案）天平勝宝二年一二年二三日
続別一一（三ノ三一二～三一八）東大寺写一切経所解　天平勝宝元年
続別一二（一一ノ二四一～二五〇）千部法花布施文案　天平勝宝二年五月四日
続別一二（一一ノ三三七～三四五）千部法花布施文案　天平勝宝二年
続別一三（三ノ六三二～六三四）写書所解（案）天平勝宝五年一〇月二日
続別一三（三ノ六三八～六四〇）写書所解（案）天平勝宝五年一二月一〇

日

続別五〇(三ノ五一五～五二一)写書所解(案)天平勝宝三年八月一二日

右以外の続々修所属の布施申請解案についても、マイクロフィルムの紙焼で文字の確認を行った。三の大字はすべて「叁」である。

(9) 用例数の総計は五三例になるが、これは一文書中に叅と叁が共起するのが二通あるからである。

(10) (　)内の年紀は、推定の年紀を示す。以下同じ。

(11) 叅・不叅・叅向・不叅向・叅上(四五例)

続修一九(四ノ三三八・三四五・四三〇・四三一、五ノ二七〇、六ノ一六五・二八九)

続修二〇(四ノ四三〇・四三一・四四五・四四七、六ノ一七〇・三三〇)

続修四九(二〇ノ六二)

続後二二裏(二〇ノ六三)

続々二ノ六裏(一四ノ四四八・四四八)

続々三ノ四裏(一四ノ四四三、四ノ四八六・四八七・四八七・四八九、一五ノ八八・八九・九〇・九〇・九一・九九)

続々一八ノ六(一四ノ三八一)

続々三九ノ一裏(一七ノ五六一・五六三・五七一)

続々三九ノ二裏(一七ノ五七八・五八一・五八三・五八三)

続々三九ノ三裏(一八ノ四六四・四六八)

続々三九ノ四裏(二〇ノ五〇・五四・五七・六〇・六一・六一)

続々四〇ノ二裏(二二ノ四一五)

(12) 叅(八例)

続修二〇(四ノ四三一、五ノ二四四)

続々三ノ四裏(四ノ四八九)

続々三九ノ二裏(一七ノ五七六・五八八)

続々三九ノ四裏(二〇ノ五二・五六・五九)

(13) 蔵中進氏　注(1)一一頁。

(14) 『正倉院宝物3　北倉Ⅲ』(毎日新聞社　一九九五年)の写真を資料とした。北倉文書はすべて収録されている。

(15) 公式令第廿一、六六条に「凡公文。悉作真書。凡是簿帳。科罪。計臓。過所。抄牓之類有数者。為大字。」とあり、数字を大字で書くことが規定されている。

(16) 「参河国」の例は一一例あるが、写真が確認できるのは五例である。五例はすべて叁である。六例は「丹裏古文書」なので、写真が確認できない。五例の叁の所在は、続別一(三ノ四〇三・四〇四)、続々四〇ノ三裏(六ノ五八〇)、続々四四ノ一〇裏(一四ノ五四)(叁河白絁)、続々二四ノ五裏(二四ノ七五)である。「三川白絁」が三例(二五ノ三〇八・三〇九)、「三川史生」が一例(一五ノ一三二)、「三河目」(一五ノ一三一)が一例あり、すべて地名の参河かと思われるが、表記は「叁」ではない。これは、参河国の略式の表記とみてよい。大宝四年以前は、「三川国」と書かれていたのだから、この表記が公文以外の所にあっても不自然ではない。「三川」と書かれたのは帳簿や聞書文書で、もちろん公文ではない。

(17) 藤原宮・石神遺跡の「三川国」の例は、次の五点である。

・□□□□□上□□□　(『藤原宮木簡』一―四二一)

・　□川国□□　(『日本古代木簡選』一〇一頁)

三川国波豆評□嶋里□□一斗五升

三川国各田評□　(飛一七―一八下)

・□□年十二月三川国鴨評

・山田里物ア□□□□米五斗　(飛一七―一八下)

・朔十四日記三□□

・□□五日記三川□　(飛一七―二四下)

（飛一七―八下）は、「飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報」（一七）の一八頁の下段であることを示す。（『藤原宮木簡』一―四二一）は、『藤原宮木簡』一の四二一番の木簡を示す。以下同様。

（18）鎌田元一氏「律令制国名表記の成立」（『律令公民制の研究』所収一九九五年）

（19）『日本古代印集成』（「非文献資料の基礎的研究―古印―」報告書）（国立歴史民俗博物館編　一九九六年）三八九頁に、続々四七ノ第一四号の文書断簡の印影を参河国と推定したことについての解説がある。

（20）数字の書き方に関わる規定は、天平六年正月の勅による「官稲混合」の実施に関係があると考えられる。天平六年の官稲混合を境に、正税帳の記載事項に大きな変化があったことが夙に知られている。沢田吾一氏『奈良朝時代民政経済の数的研究』（冨山房　一九二七年）、薗田香融氏『日本古代財政史の研究』（塙書房　一九八一年）。この時点で、二つの字形が使用されていた三の大字を「叁」に統一した可能性があるのではないか。この頃、参以外の数字で、二つの字形が併用されているものは殆どない。仟と阡、伯と佰の異同がある程度である。

（21）この木簡は、

下毛野国足利郡波自可里鮎大贄一古叁年十月廿二日

（『藤原宮木簡』一―三）

とあり、地名表記が「国郡里」である。これは、大宝令施行以降の木簡である。叁年は大宝三年と解されている。従って、七世紀の木簡ではないので、特に問題とならない。なお、本稿に示す木簡の釈文は報告書・概報による。但し、叅・叁については写真で確認した字形を採用した。

（22）「藤原宮跡出土木簡概報」（奈良県教育委員会）によると、出土遺構はSD一〇五で、七世紀末から八世紀初頭の遺構とされる。

（23）松尾良樹氏「中国語史からみた正倉院文書」（二〇〇三年一〇月二五日　第二二回正倉院文書研究会口頭発表）

〔付記〕本稿は、二〇〇四年一月一一日奈良女子大学・国際高等研究所公開シンポジウム「古代日本語を読む―東アジアの文字環境―」での研究報告をもとに成稿した。シンポジウムでは、コメンテーターの先生方から貴重なご教示を賜った。記して感謝申し上げる。また、奈良文化財研究所の渡辺晃宏先生をはじめ史料調査室の方々には、準備段階からご指導を賜った。また、木簡の写真の閲覧には、便宜をはかっていただいた。記してお礼申し上げる。